

記入例

様式第2号

非課税貯蓄申告書

1 甲府 税務署長 殿 組合員等記号番号 123 番号 12345 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

郵便番号	400-8587	個人番号	123456789012
フリガナ	ヤマナシケンコウフショモギサワ		
住所	山梨県甲府市蓬沢○一○一○		
フリガナ	キヨウサイタロウ	生年	平成 年 月 日
氏名	共済 太郎	月日	010101

下記の貯蓄につき所得税法第10条第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

2 区分 貯蓄の受入機関の営業所等 最高限度額 種別 証印

非課税扱いの申告をする貯蓄	所在地 山梨県甲府市蓬沢1-15-35	300 万円	1 預貯金	印
	名称 山梨県市町村職員共済組合	50	2 合同運用信託	
既に非課税扱いの申告をしている貯蓄	名称 ○○銀行	350	3 有価証券	
			4 特定公募公社債等運用投資信託	
最高限度額の合計額		350	障害者	印
(印)			その他の証書者等の事実	
営業所番号			障害者の証明書類の名称	

1/3 (R7.3)

この部分は記入しないでください。

- 組合員等記号番号・住所・氏名・生年月日・個人番号を記入して押印してください。
また、押印は2枚目にも必ず押印してください。
- 非課税扱いの申告をする貯蓄・すでに申告している貯蓄について記入してください。
限度額は他の金融機関と合算して350万円までとなります。

※ 提出の際は、以下の必要書類を添え特定記録郵便で当組合に提出してください。

- マル優制度の適用を確認できる書類**
(障害手帳・年金証書・児童扶養手当の証書の写しなど)
- マイナンバーが確認できる書類**
(個人番号カードの写しなど)

※ すでに共済貯金に加入されている方が中途で「非課税貯蓄申告書」を提出する場合、
決算月の翌月（4月・10月）から非課税の適用となります。
上記以外の月（5月～9月の間、11月～3月の間）に適用を希望される場合は当組合へご連絡ください。